

## 兵庫県・市町協調による

# 「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」申請要項

## 協力金の概要

### ■趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、兵庫県が行った営業時間短縮の要請（以下「時短要請」といいます。）に応じてくださった店舗を運営する事業者の皆様に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」（以下「協力金」といいます。）を県と市町が協調して支給します。

#### <時短要請の内容>

区分	(1) 緊急事態宣言に基づく緊急事態措置による時短要請	(2) 県による時短要請
実施期間	令和3年1月14日(木)～2月7日(日)	令和3年1月12日(火)～13日(水)
対象地域	兵庫県全域	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市
対象施設	・飲食店 ※宅配、テイクアウトサービス専業は除く ・遊興施設で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	・接待を伴う飲食店（キャバレー、スナック等） ・酒類の提供を行う飲食店等（バー、ナイトクラブ、カラオケ店、居酒屋等）
要請内容	通常午後8時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）に短縮すること	通常午後9時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後9時までに短縮すること

### ■支給要件

「協力金」には、以下の(1)と(2)の2種類があり、いずれか又は両方を申請することができます。両方の協力金を申請される方も、一つの申請書で申請してください。

#### (1) 緊急事態措置に伴う営業時間短縮の要請に対する協力金

**【実施期間】令和3年1月14日から同年2月7日までの25日間 【対象地域】兵庫県全域**

次の6つの要件をすべて満たす事業者の方が対象となります。

① 兵庫県内で、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて営業している飲食店又は遊興施設を運営する事業者であること。

※1 主たる事務所が兵庫県外でも兵庫県内に店舗があれば対象になります。

また、大企業も対象です。

※2 地方自治法上の地方公共団体は対象外とします。任意団体は、代表者を個人事業主として扱います。

※3 テイクアウトやデリバリー専門の飲食店、自動販売機、イートインスペースのあるスーパーやコンビニエンスストア、飲食スペースを有さないキッチンカー等は対象外です。

※4 ネットカフェ、漫画喫茶など宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、時短要請の対象外であるため、協力金も対象外です。

- ② 対象店舗が、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業の許可を時短要請への協力開始日より前に受け、営業の実態があること。また、当該許可の有効期限が令和3年2月7日（時短要請期間の最終日）以降であること。
- ③ 対象店舗が通常、午後8時から午前5時までの時間帯に営業を行っていること。  
※ 通常の営業時間とは、時短要請期間以前及び終了後の営業時間を言います。
- ④ 対象店舗が兵庫県の時短要請に応じて、令和3年1月14日から同年2月7日までの間、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業に協力したこと。  
※ 特別な事情で1月14日から時短営業が困難だった場合、協力開始日から2月7日までの間、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業に協力していれば、時短営業日数に応じて協力金を支給します。
- ⑤ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、兵庫県の感染防止対策宣言ポスターを店頭または店内に掲示していること。  
※1 各業種別ガイドライン（内閣官房HP）  
[https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline\\_20200527.pdf](https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200527.pdf)  
※2 感染防止対策宣言ポスター  
兵庫県HPから入手してください。  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/senngennposter.html>  
HPから入手困難な場合は、「緊急事態措置コールセンター」までお電話ください。（電話 078-362-9858）
- ⑥ 申請者または申請者の代表者が、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）に規定する暴力団若しくは暴力団員、又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

## **(2) 県による営業時間短縮の要請に対する協力金**

**【実施期間】令和3年1月12日・13日の2日間 【対象地域】神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市**

次の6つの要件をすべて満たす事業者の方が対象となります。

- ① 神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の区域内で、食品衛生法上の飲食店営業の許可を受けて営業している接待を伴う飲食店（キャバレー、スナック等）または酒類の提供を行う飲食店等（バー、ナイトクラブ、カラオケ店、居酒屋等）を運営する事業者であること。  
※ 前記(1)「緊急事態措置に伴う営業時間短縮の要請に対する協力金」の支給要件①に記載した、※1～※3については、当協力金にも同様に適用します。
- ② 対象店舗が、食品衛生法上の飲食店営業許可を時短要請への協力開始日より前に受け、営業の実態があること。また、当該許可の有効期限が令和3年1月13日（時短要請期間の最終日）以降であること。
- ③ 対象店舗が通常、午後9時から午前5時までの時間帯に営業を行っていること。

- ④ 対象店舗が兵庫県の時短要請に応じて、令和3年1月12日から同年1月13日までの間、定休日等の店休日を除き、時短営業に協力したこと。  
 ※ 1月13日から時短を開始した場合は1日分の支給となります。
- ⑤ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、兵庫県の感染防止対策宣言ポスターを店頭または店内に掲示していること。
- ⑥ 申請者または申請者の代表者が、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）に規定する暴力団若しくは暴力団員、又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

## ■支給額

次の（１）と（２）の金額の合計額を支給します。

定休日や不定休による店休日は、協力金の対象となる時短要請に応じた日数に含みません。

申請書に、要請に応じて時短営業に協力していただいた日を申告いただきます。

通常時と時短要請中の定休日異なる場合や、不定休で昨年同時期に休んだ店休日と時短要請中の店休日数が異なる場合は理由書（添付資料⑫）を提出してください。

### （１）緊急事態措置に伴う営業時間短縮の要請に対する協力金

1店舗につき、（時短要請に応じた日数）×6万円 【最大150万円】

### （２）県による営業時間短縮の要請に対する協力金

1店舗につき、（時短要請に応じた日数）×4万円 【最大8万円】

※時短営業日数の計算例

「○」の日のうち、網掛けが付いている日が協力金の対象です。

事例	時短営業の内容	時短営業日数																																																		
例1	1月14日～2月7日まで連続して時短営業した(期間中、定休日3日間)	22日間																																																		
	<table border="1"> <tr> <td>1/14</td><td>1/15</td><td>1/16</td><td>1/17</td><td>1/18</td><td>1/19</td><td>1/20</td><td>1/21</td><td>1/22</td><td>1/23</td><td>1/24</td><td>1/25</td><td>1/26</td><td>1/27</td><td>1/28</td><td>1/29</td><td>1/30</td><td>1/31</td><td>2/1</td><td>2/2</td><td>2/3</td><td>2/4</td><td>2/5</td><td>2/6</td><td>2/7</td> </tr> <tr> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>定</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>定</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>定</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </table>	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	
1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7																												
○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○																												
例2	1月18日～2月7日まで連続して時短営業した(期間中、全日営業)	21日間																																																		
	<table border="1"> <tr> <td>1/14</td><td>1/15</td><td>1/16</td><td>1/17</td><td>1/18</td><td>1/19</td><td>1/20</td><td>1/21</td><td>1/22</td><td>1/23</td><td>1/24</td><td>1/25</td><td>1/26</td><td>1/27</td><td>1/28</td><td>1/29</td><td>1/30</td><td>1/31</td><td>2/1</td><td>2/2</td><td>2/3</td><td>2/4</td><td>2/5</td><td>2/6</td><td>2/7</td> </tr> <tr> <td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </table>	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7																												
×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																												
例3	1月14日～1月23日まで連続して時短営業したが、1月24日だけ通常の営業時間で営業。1月25日～2月7日まで再び連続して時短営業した(1月25日以降の時短営業期間の定休日は2日間)	12日間																																																		
	<table border="1"> <tr> <td>1/14</td><td>1/15</td><td>1/16</td><td>1/17</td><td>1/18</td><td>1/19</td><td>1/20</td><td>1/21</td><td>1/22</td><td>1/23</td><td>1/24</td><td>1/25</td><td>1/26</td><td>1/27</td><td>1/28</td><td>1/29</td><td>1/30</td><td>1/31</td><td>2/1</td><td>2/2</td><td>2/3</td><td>2/4</td><td>2/5</td><td>2/6</td><td>2/7</td> </tr> <tr> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>定</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td>定</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>定</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </table>	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	×	○	定	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	
1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7																												
○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	×	○	定	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○																												

例4	予約の関係で時短営業の開始が1月31日になった。2月7日まで連続して時短営業を実施した(期間中、全日営業)																				8日間				
1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
例5	姫路市の店舗でコロナ禍の影響で令和3年1月1日から休業していた。1月14日から2月7日までの要請期間中の本来の定休日は5日間だった。																				20日間				
1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	
○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	定	定	○	○	○	○	○	○	定	○

## ■ ご注意

- 協力金の支給は、対象となる1施設（店舗）につき1回限りです。法人と個人事業主を問わず、複数の者が重複して同じ店舗の申請をすることはできません。
- 実態により、複数の営業許可を有する施設（店舗）を1施設（店舗）と判断する場合があります。
- この協力金の税務上の処理については、税理士又は最寄りの税務署にお問い合わせください。

## 支給申請の流れ

■ 申請書の受付開始：令和3年2月8日（月）

■ 協力金の支給時期：申請書を受け付けてから4週間程度で支給する予定です。

## 申請手続

■ 申請受付期間：令和3年2月8日（月）～令和3年3月1日（月）

- ・ 郵送：令和3年3月1日（月）までの消印有効とします。
- ・ 電子申請：令和3年3月1日（月）23時59分までに申請を完了してください。

### ■ 申請方法

郵送または電子申請のいずれかの方法で、申請書と添付書類を提出してください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご持参による提出はご遠慮ください。

#### （1） 郵送の場合

- ・ 必ず「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送してください。郵送する前に「ご依頼主様保管用シール」を剥がして、保管してください。
- ・ 写真や書類のコピー等を同封される場合は、申請者のお名前（法人名、個人事業主名）や店舗名を余白や裏面に記載してください。
- ・ 申請書類の到着に関する電話でのお問い合わせには応じかねますので、ご了承ください。（郵便追跡サービス等をご利用ください。）

（宛先）〒650-8779

神戸市中央区中山手通 兵庫県時短協力金事務局あて

<郵便番号と宛名だけで届きます（住所記入不要）>

## (2) 電子申請の場合

- ・県ホームページからリンクしている、申請用ウェブサイトから申請してください。  
県ホームページ：  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/koronakansenkakudaibousikyouryokukin.html>
- ・申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛てに受付完了メールが届きます。

## (3) 一人の申請者が複数の店舗について申請されるとき

電子申請	1店舗ごとに申請してください。  ※各申請に共通する項目(申請者の情報、振込希望口座など)については、申請受付完了メールに記載される申請内容を、項目ごとにコピーして貼り付けていく方式を採って、入力の手間を省力化できます。
紙申請	申請書の1ページ目と2ページ目を各1枚作成したうえで、3ページ目(「5.営業時間短縮を行った店舗の情報」から「8.時短営業日数」まで)を店舗ごとに作成して、添付書類とともに郵送してください。 添付書類のうち、写真など店舗ごとに提出が必要なものは、余白や裏面に申請者と店舗名を書いて、店舗ごとにクリップで止めるか、輪ゴムで括るなどして提出ください。

## ■申請に必要な書類の入手方法

### (1) ウェブサイトからダウンロード

県のホームページからダウンロードできます。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/koronakansenkakudaibousikyouryokukin.html>



### (2) 県内の市町、県民局・県民センター、商工会・商工会議所等でも申請様式を配付します。(配付場所は決まり次第、県ホームページでお知らせします)

## ■申請書類と添付書類

提出いただいた申請書類等は、原則として返却しません。

### (1) 申請書

### (2) 添付書類

複数店舗で申請される場合、④～⑩の書類は、店舗ごとに提出してください。

書類名	説明・具体例
① 代表者の本人確認書類の写し	<p>法人代表者又は個人事業主本人のマイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証、パスポート(住所欄含む)、健康保険証等の写しで、申請日時点で有効期限内のものを、いずれか一つ提出してください。</p> <p>&lt;住所、氏名、生年月日が分かるもの&gt;</p> <p>※マイナンバーカードを提出される場合、マイナンバー(個人番号)部分がある裏面は不要です。</p>
② 通帳の写し	<p>表紙と見開き1ページ目</p> <p>&lt;インターネット銀行や通帳未発行の場合は、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できるものの写真又はコピー&gt;</p>
③ 直近の確定申告書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の場合: 法人税確定申告書 別表一の写し</li> <li>・個人事業主の場合: 確定申告書B 第一表の写し</li> </ul> <p>いずれも、税務署受付印(税理士等の証明印でも可)または電子申告の受信通知のあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告書が提出できない場合は、理由書(添付書類⑫)と共に営業実績のある直近3か月の月末締め経理帳簿(現金出納帳、売上帳簿等)を提出ください。</li> </ul> <p><b>【開業まもなく、確定申告を行っていない場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の場合は法人設立届出書の写し、個人の場合は税務署への開業届の写しと、直近の月末締め経理帳簿を提出ください。</li> </ul>
④ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し (自動販売機に係るものは対象外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業許可日が時短要請への協力開始日より前であり、有効期限が令和3年2月7日(時短要請期間の最終日)以降であることが必要です。</li> <li>・許可を受けた者と協力金申請者は、原則、同一であることが必要です。異なる場合は、<u>申出書(添付書類⑪)</u>を提出してください。</li> </ul> <p><b>※所管官庁への申請情報等と照合します。</b></p>
⑤ 通常の営業時間が分かる書類	<p>店舗のホームページ・ショップカード・パンフレットの写し、店内表示・看板の写真 など。</p> <p>※「通常の営業時間」とは、時短要請期間以前及び終了後の営業時間のことです。</p>
⑥ 店頭掲示又は店舗ホームページに掲示した時短営業の告知文の写真又は写し	<p>写真の場合、店頭等に掲示していることが分かり、文言が鮮明に写ったものを提出してください。ネット等での告知文の場合は、それを鮮明に印刷したもの又はスクリーンショットを印刷したものなどを提出してください。</p>
⑦ 屋号・店名が確認できる店舗の外観写真	<p>屋号・店名を鮮明に写した写真を提出してください。</p>

⑧ 店舗の内観写真	飲食店であることが分かる、鮮明な写真を提出してください。
⑨ 感染拡大防止宣言ポスターを店頭または店内に掲示していることが確認できる写真	鮮明に写した写真を提出してください。 (⑦又は⑧の写真に同ポスターの掲示が鮮明に写っていれば、重ねて添付していただく必要はありません。)
⑩【神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の区域の店舗のみ】酒類を提供していることが分かる書類	<b>【ご注意】令和3年1月12・13日の県からの時短要請に応じた協力を申請する、神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の店舗のみ提出が必要です。</b>  以下のようなものを提出してください。(店名入りのもの) ・メニュー表や、壁に貼ったおしながきの写真 ・卸売業者からの酒類の納品書・請求書(複数点)
⑪【該当者のみ】飲食店営業許可証等に係る申出書	<b>【ご注意】</b> 飲食店営業許可等を受けた方が、申請者の名義と一致していない場合は、飲食店営業許可証等に係る申出書(添付書類⑩)を提出してください。 (※)申請者欄と許可を受けた者欄を、それぞれ自署願います。電子申請の場合は、スキャンしてPDFファイル化して提出してください。
⑫【該当者のみ】理由書	確定申告書の写しを提出できない場合や、通常時と時短要請中の定休日や不定休による店休日数が異なる場合など、申告事項がある場合は、提出してください。 (※)申請者欄を自署願います。電子申請の場合は、スキャンしてPDFファイル化して提出してください。

※ 添付資料のうち、写真(告知文の写しや店舗)の記名についての注意事項  
 <紙申請の場合>余白や裏面に、申請者名と店舗名を、油性ボールペンや油性マジックで書いて、店舗ごとに外れないようクリップで止めるか、輪ゴムで括るなどして提出ください。  
 <電子申請の場合>ファイル名を「申請者名\_店舗名(通し番号)」としてください。(例:「株ひょうごフーズ\_居酒屋のじぎく三宮店①」)

## ■申請書の審査

- ・申請書の内容について、事務局の審査担当者から問い合わせをさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。  
 その際、連絡が取れない場合や、期日までに事務局が指定した書類の提出がない場合には、申請を取下げたものとみなしますので、ご注意願います。
- ・提出された飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証について、所管官庁への申請情報等と照合します。
- ・申請者が法人の場合は法人代表者、個人事業主の場合は個人事業主本人について、兵庫県暴力団排除条例に基づき、暴力団員等に該当していないか、兵庫県警察本部に照会します。

- ・必要に応じて、店舗の現地調査をさせていただく場合があります。その際は、対応をよろしくお願ひします。
- ・申請書の審査の結果、協力金の支給又は不支給が決定したときは、支給又は不支給に関する通知を、申請者の所在地又は住所あて郵送又は電子メールによりお送りします。

## ■協力金の支払い

- ・申請受付から支給までは4週間程度を予定しています。
- ・協力金は、事務局から申請書において指定された金融機関の口座に振り込みます。振込名義は「ヒョウゴケンジタンキョウリョクキン」とする予定です。
- ・振込先の口座は、申請者ご本人名義の口座に限ります。法人の場合は、法人名義の口座に限ります。
- ・本協力金は、国、県及び市町の負担により行っています。支給には、予算の議決が必要なため、それが整った市町から順次支払い手続きを進めていきます。その点をご了承ください。(県は2月17日に議決予定です。市町は2~3月に市町ごとに議決予定です)

## ■個人情報・法人情報の利用

以下のことを、ご了承ください。下記以外の目的では、申請書類及び添付書類に記載された情報(以下「申請情報」といいます。)を使用しません。

- ・協力金の支給事務を処理するために必要な範囲で、申請情報を利用します。
- ・申請の審査過程において、必要に応じ、営業許可の有無や欠格事項の有無の確認のために、保健所、警察署、税務署など関係官署に対して、申請情報を提供する場合があります。
- ・兵庫県とともに協力金財源を負担する国・県内市町にも、申請情報を提供します。
- ・保健所、警察署、税務署などの公的機関から、法令に基づき、申請情報の提供を求められた場合、それを提供する場合があります。

## ■協力金の返還

協力金支給後に対象要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他不正の手段により協力金を受領した場合は、協力金の支給決定を取り消したうえで、全額返還していただきます。県が指定する返還期限までに返還されなかった場合、返還額に応じた遅延利息(年10.95%の割合)が生じます。

偽りその他不正の手段が特に悪質な場合は、警察に刑事告訴等を行います。

## お問い合わせ

### ■兵庫県時短協力金コールセンター

開設時間 午前9時から午後5時(月から金曜日)

電話番号 078-361-2501